平成２３年（フ）第４８４７号
大阪府八尾市本町５丁目４番13号、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区勝山３丁目３番12号
破産者　ハリヤ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８８３号
大阪市平野区瓜破２丁目２番48号ジョイフル浅島601
破産者　有限会社日本健康サービス
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９３２号
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目２番19号
破産者　株式会社Ｔ．Ｍ．Ｋ
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５００６号
兵庫県伊丹市中央１丁目１番１号
破産者　田島服飾株式会社
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１１１号
大阪市東淀川区小松１丁目４番６号
破産者　有限会社ＨＩＲＯ　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８０号
堺市堺区北三国ヶ丘町５丁４番６号
破産者　株式会社アイ・テック
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９４２号
堺市西区浜寺石津町中３丁３番18号
破産者　株式会社平成断熱
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
兵庫県宝塚市亀井町10番63―110号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市向月町１番10号
破産者　田渕　　一
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３３０号
大阪市北区西天満６丁目３番11号
破産者　有限会社エムズワン企画
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９２号
兵庫県尼崎市崇徳院１丁目６番地
破産者　大東木材株式会社
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４４号
北九州市八幡西区楠橋東１丁目11番21号
破産者　有限会社イマナガ工業
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３８号
北海道網走市能取港町３丁目３番地５
破産者　日本天然素材株式会社
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
青森県八戸市小中野４丁目２番28号
破産者　株式会社角工務店
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
愛知県一宮市木曽川町黒田一ノ通り15番地
破産者　有限会社北船
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１０５号
三重県松阪市嬉野川北町1239番地
破産者　有限会社高階工業
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３５９号
大阪市浪速区日本橋５丁目１番16号
破産者　タビィサウンド合同会社
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８８７号
埼玉県熊谷市玉井1758番地２
破産者　鯨井　光雄
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
埼玉県久喜市栗橋北２丁目12番１号
破産者　岩崎　優美
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１１号
埼玉県加須市久下５丁目286番地９、破産手続開始申立時の住所埼玉県鴻巣市本町７丁目９番43号
破産者　柴崎　俊夫
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
茨城県土浦市神立町663番地35
破産者　田中　　茂
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６４号
京都市西京区桂南巽町27―６今井ドゥーズイエムマンション507
破産者　前田　　興
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係